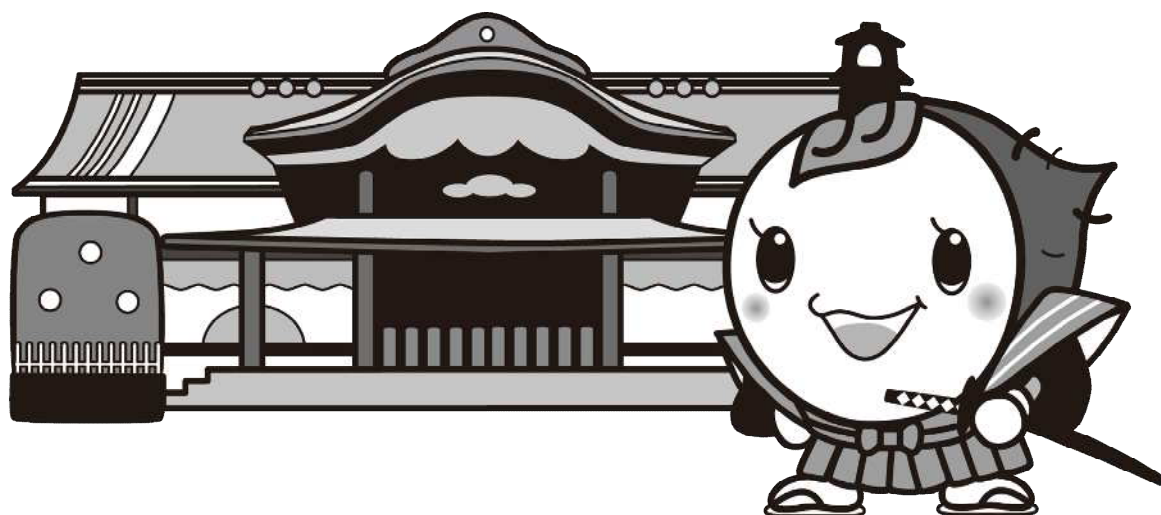


川 越 市

随意契約ガイドライン



川越市マスコットキャラクター ときも

川越市 総務部 契約課

川越市 随意契約ガイドライン 目次

1	随意契約とは……………	0 1
2	留意事項……………	0 2
3	随意契約ができる場合……………	0 3
(1)	少額の契約……………	0 3
(2)	その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき……………	0 4
(3)	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき…	0 6
(4)	新規事業分野の開拓事業者から新商品の買入契約をするとき……………	0 8
(5)	緊急の必要によるもの……………	0 9
(6)	競争入札に付することが不利なもの……………	1 0
(7)	時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの……………	1 2
(8)	競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき……………	1 3
(9)	落札者が契約を締結しないとき……………	1 4
4	契約内容等の公表について……………	1 5

(改正：令和 7 年 5 月 1 日)

1 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくてすみ、しかも相手方が特定した者であるため、競争入札によってはそのすべてを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定することができるから、その運用さえ適切なものであればよくその長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。しかしながら、いったんその運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正な取引の実を失し、いわゆる官商結託ないし癒着の弊を生じやすい。（第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」より抜粋）

地方公共団体の契約は、地方自治法第234条第1項において「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定され、また、同条第2項において、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されている。

つまり、地方公共団体の契約は、一般競争入札で執行することを原則とし、政令（地方自治法施行令）で定められた場合に該当するときのみ、指名競争入札や随意契約又はせり売りの方法を採用することができるのである。このことから、安易に随意契約とすることは厳に慎むよう注意しなければならない。

本ガイドラインは、随意契約によることができる場合を示した、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号について解説し、適切な随意契約の執行に資することを目的として定めるものである。

随意契約には、単数の者より見積書を徴する「特命随意契約（1者随契）」と、複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。

「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。

随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低価格の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

【注意事項】

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められる場合までも、一般競争入札で執行することは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎず、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の原則である。

2 留意事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、以下の点に留意することが必要である。

- ① 「業務等に精通している」「納入実績がある」「使い勝手がよい」などという理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質・機能等において同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。
- ④ 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることになる。

なお、見積書を徴取する相手方の選定は、原則として、川越市競争入札参加資格者名簿に登載された者の中から行わなければならない。ただし、当該名簿に登載されている者の中から選定できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

3 随意契約ができる場合

(1) 少額の契約

(地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が地方自治法施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。

しかしながら、本号に該当させるため、一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

※川越市契約規則では次のように定めている

【規則第18条】

1	工事又は製造の請負	200万円以下
2	財産の買入れ	150万円以下
3	物件の借入れ	80万円以下
4	財産の売払い	50万円以下
5	物件の貸付け	30万円以下
6	前各号に掲げる以外のもの	100万円以下

【特記事項】

- ① 印刷製本の請負契約は「製造」に該当する。
- ② 買取りの場合は「財産の買入れ」に該当する。
- ③ 「財産」には、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産をも含む。
- ④ 業務委託及び修繕は「前各号に掲げる以外のもの」に該当する。
- ⑤ 複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。
- ⑥ 200万円以下の工事及び100万円以下の修繕については、川越市小規模修理・修繕等契約希望者登録制度の登録業者の活用も考慮すること。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

要点

- 当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか
- 契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか。
- 「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか。

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合
公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む
- ② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

【工事又は修繕等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事又は修繕で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事又は修繕
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるために、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事又は修繕
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事又は修繕
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事又は修繕
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の性能の保証又はその使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事又は修繕
 - ウ 文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事又は修繕

【物品納入・業務委託等】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
(郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等)
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
・試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
・不動産の買入れ等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定の者でなければ役務を提供することができない場合
・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設、追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じる恐れのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内又は県内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医師会等の医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが1者に特定される場合

【特記事項】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されているが、後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

※注意

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、審査委員会の設置や公募型によることが望ましい。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をする

とき

(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる
とされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作され
た物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合で
あり、工事契約は該当しない。

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには、川越市契約規則第 18 条の 2 第 1 項～第 3 項に
基づく公表が必要である。(15 ページ参照)

（４）新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき

（施行令第１６７条の２第１項第４号）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができるとされている。

地方自治法施行規則第１２条の３により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには、川越市契約規則第１８条の２第１項～第３項に基づく公表が必要となる。（１５ページ参照）

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、非常時、災害時等において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きを取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合である。

要点

- 本号は、災害時等、緊急の必要があって、競争入札による手続きを取ることが目的・時期を失し、市にとって不利益を被る場合。
- 緊急対応を行わなければ、市民生活等への重大な支障をおよぼす恐れがあるとき。
- 市民生活等への重大な影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって、直ちに本号を適用できるものではない。

【工事又は修繕等】

- ① 堤防の崩壊、道路の陥没、地すべり等の災害の発生に伴う応急措置を行う場合
- ② 電気、機械等の施設設備の故障等に伴う応急措置を行う場合
- ③ 堤防の崩壊、道路の陥没、崖崩れ、落石等の危険箇所が判明するなどし、災害発生を未然に防止するための応急措置を行う場合

【物品納入・業務委託等】

- ① インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を必要とする場合
- ② 衆議院の解散による衆議院議員選挙等、法令等の規定により業務を行う期間が定められるもので、その準備期間が短いため緊急を要する場合

【共通事項】

- ① その他、市民生活や施設設備等に重大な支障もしくは損害が発生する恐れがあると認められる場合

【特記事項】

- ① 可能な場合には、複数事業者から見積を徴取するなど、経済的な合理性に留意すること。
- ② 業者は、原則として本市の競争入札参加資格者名簿に登録された業者（登録業者）から選定するものとする。（登録業者に適した業者がない場合はこの限りでない。）
- ③ 業者選定は客観性をもって適正に行われているか、また、選定業者に偏りはないか留意すること。
- ④ 客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないと言うような理由では、本号を適用することはできない。
- ⑤ 工事請負費と需用費修繕料の運用基準において500万円以上の修繕は工事請負費で執行することとなっているが、緊急を要する修繕は当該運用から除かれることに留意すること。

※「緊急発注に関する運用方針について」も併せて参照すること。

(6) 競争入札に付することが不利なもの (施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、下記のようにその業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

要点

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき
- 早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなる恐れがあるとき
- 契約の履行にあたり、ノウハウ・データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

【工事又は修繕等】※__部は修繕と読み替えることができる。

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑・かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合

- ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合
 - ③ 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）
 - ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
 - ⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
 - ⑥ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること
 - ⑦ 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

※注意

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、同項第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

要点

○「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから、7号を適用する場合は市場調査を行う等、慎重に決定すること。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも慎重に判断をすること。

【工事又は修繕等】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

（８）競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

（施行令第１６７条の２第１項第８号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）の変更はできない。

※注意

施行令第１６７条の２第１項第８号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき）、直ちにその場で（電子入札の場合においては発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限の範囲内に達したものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

（９）競争入札において落札者が契約を締結しないとき

（施行令第１６７条の２第１項第９号）

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができる」とされている。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 予定価格その他の条件（履行期限を除く）の変更はできない。
- ③ 落札金額の範囲内で契約すること。

4 契約内容等の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号により随意契約とする場合については、あらかじめ当該契約に係る発注見通し、契約締結前及び契約締結結果を公表しなければならない。（川越市契約規則第18条の2第1項～第3項）

公表の種類	公表内容	公表時期	公表場所
発注見通しの 公表	1 契約の目的 2 履行期限又は期間及び履行場所 3 契約を締結する時期 4 その他必要な事項	あらかじめ	担当課窓口 に 閲覧簿を常設 （補助的に川 越市ＨＰ）
契約締結前の 公表	1 契約の目的 2 履行期限又は期間及び履行場所 3 契約の相手方の決定方法及び選 定基準 4 見積書の提出期限及び提出方法 5 その他必要な事項	見積書提出期 限の7日前ま で	
契約締結結果 の公表	1 契約の相手方の名前及び住所 （名称及び所在地） 2 契約の目的 3 履行期限又は期間及び履行場所 4 契約を締結した年月日 5 契約金額 6 契約の相手方を選定した理由 7 その他必要な事項	契約締結後速 やかに	